

承継のタイミングと承継対策/ 事業承継を考える(5)

Index

- 1 自社株式を承継するタイミング
 - 2 自社株式の評価が下がるタイミングとは
 - 3 自社株式の相続税評価額が、
どのくらい下がるのか？
 - 4 中小企業投資育成株式会社を活用した
事業承継対策
 - 5 役員退職金を活用した事業承継対策
-

1 自社株式を承継するタイミング

自社株式の後継者への承継（移転）において、移転の際に課される税金は、承継に係るコストと考えることができます。このコスト（税額）は自社株式の評価額によって左右されるため、評価額が下がるタイミングを逃さずに、自社株式を承継（移転）することが効率的な事業承継を実現するための大切なポイントになります。

2 自社株式の評価が下がるタイミングとは

自社株式の評価の算定式から見ると、評価が下がるのは、次のタイミングとなります。なお、自社株式の評価の算定式については、「事業承継を考える（3）～自社株式の評価と相続税額の把握～」を参照してください。

- 1．純資産価額が減る
- 2．類似業種の株価が下がる
- 3．配当が下がる
- 4．利益が減る
- 5．会社の規模が変わる
 - ・会社規模が大きくなる…類似業種比準価額 < 純資産価額の場合
 - ・会社規模が小さくなる…類似業種比準価額 > 純資産価額の場合

また、会社の業績面・保有資産面から見た株価評価が下がるタイミングは次の通りです。

（図表1）【会社の業績面・保有資産面から見た株価評価が下がるタイミング】

業績面	保有資産面
<ul style="list-style-type: none"> ・オーナーの役員退職金の支給により特別損失が出た ・含み損のある不動産の売却により特別損失が出た ・大型新規事業に着手し、初期段階で業績が悪化した 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を建てた（建築から3年経過後） ・土地を購入した（取得から3年経過後） ・M&Aにより事業会社を買収した（のれんの償却など） ・オーナーの役員退職金支給により資産が減少した

（出所：辻・本郷税理士法人作成）

つまり、会社の業績面では、業績が悪くなると評価は下がることとなります。

また、会社の保有資産面では、不動産投資をすると時価（投資額）に比べて相続税評価額の評価が大きく下がる場合があります。特に賃貸用建物は建築価額に対して相続税評価額は半分以下になることもあります。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。